

神戸市立摩耶小学校いじめ防止等のための基本的な方針

神戸市立摩耶小学校

1. はじめに

摩耶小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「摩耶小学校基本方針」という。）を策定します。

2. いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、「神戸市立摩耶小学校いじめ防止等のための基本的な方針」及び、摩耶小学校「いじめのない明るい学校づくり宣言」に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、**神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」**を核とした指導を行います。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4. 本校の教育

教育目標

希望（のぞみ）は高く広くもち自らをきたえる子ども

今年度重点目標

やってみよう 協力しよう やりとげよう

5. 教職員の姿勢

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- (2) 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- (3) 児童、教職員の**人権感覚**を高めます。
- (4) いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、積極的に情報を交換して情報共有に努めます。
- (5) 児童の表情や行動の変化に気を配り、**いじめが疑われる段階から対応**します。
- (6) 「いじめは決して許さない」という**毅然とした姿勢**を様々な場面で児童に伝えます。
- (7) いじめの問題を一人で抱え込まず、教職員間での**報告・連絡・相談を大切にして組織的に対応**します。
- (8) 保護者や地域の方々から情報を受け入れる**姿勢**を大切にします。

6. 校内いじめ問題対策委員会

- (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

- (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。

- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

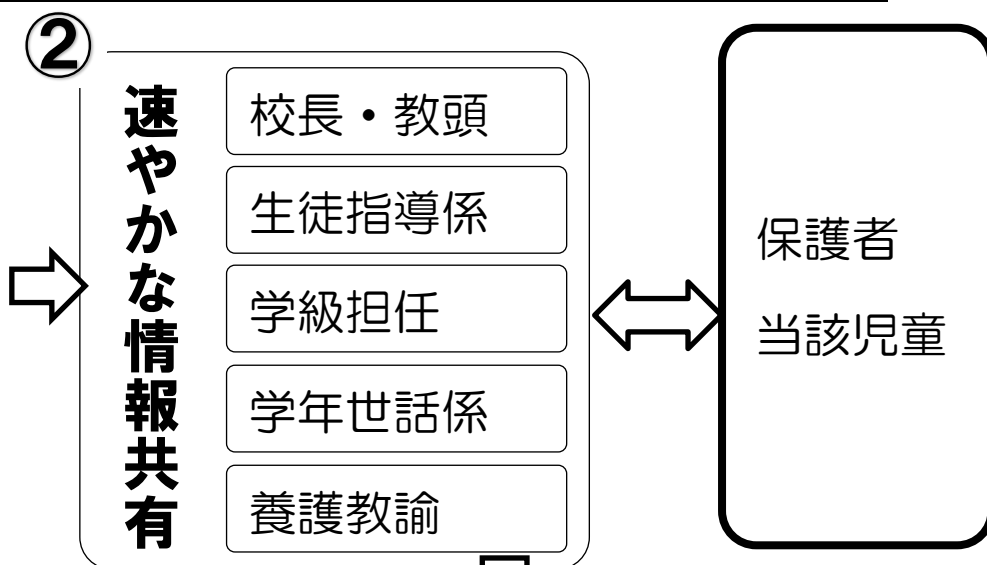
<年間計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けて	学年・学級づくり 人間関係づくり いじめ防止に関する 指導・授業の実施		挨拶月間 インターネット 防犯教室			いじめ防止 に関する 指導・授業 の実施	いじめ月間	挨拶月間		いじめ防止 に関する 指導・授業 の実施	よいところ を見つけ 月間	
	年間を通じた学年・学級づくり 人間関係づくり											
早期発見に向け	児童理解 研修		学校評価 アンケート 教育相談	個別懇談会				学校評価 アンケート 教育相談	個別懇談会		学校評価 アンケート 教育相談	
情報共有・共通理解等	職員会議 (基本方針策定)	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 学校運営協 議会	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 摩耶サポ ートネット	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解	職員研修 職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 学校運営 協議会	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 小中連絡 会議	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 職員研修	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 学校運営 協議会	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解 次年度計画 摩耶サポ ートネット	職員会議 連絡会での 情報交換・ 児童理解

<校内いじめ対応基本体制>

アンケート、教職員、見ていた児童、大人などからの情報による（疑いを含めた）

① 認知



関係機関との連携

SC（スクールカウンセラー）
SSW（スクールソーシャルワーカー）
所轄警察署
青少年育成センター
灘区役所こども家庭支援室
神戸市こども家庭センター
民生委員
医療機関 等

状況に応じて

③ 事実確認・対応

事実確認の方法・分担決定
↓
事実確認・関係児童把握
↓
指導方針・指導方法の検討
↓
関係児童への指導・保護者への連絡
↓
いじめ解消に向けた継続的指導

7. いじめの未然防止

(1) 思いやりの心を育む教育

- ① 授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。
- ② 学期初めの大切な時期に、どの学年どの学級でも、必ずいじめ防止に関する指導、授業を行います。

(2) 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

- ① 仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ② 1年生から6年生までがペア学年活動に取り組み、異年令同士が仲良く協力することで、高学年が下の学年を思いやる気持ちををはぐくみます。
- ③ 「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ① 10月にいじめ防止月間として、児童の発達段階に応じた、いじめに関連する授業を行うことで、他人を思いやる心を育み、いじめを許さないことを一人一人が再認識していく機会を設定します。
- ② 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。

8. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。日頃から児童の信頼関係構築と見守りに努めます。

(1) 信頼関係の構築

日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ① 平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やサインを見逃さないように注意します。
- ② 学期に一回（年三回）、いじめアンケートを実施し、早期発見に向けて積極的に取り組みます。
- ③ アンケート後、該当児童と教育相談を実施し、事実確認をするとともに、児童へのケアを図ります。

(3) 相談体制の充実

養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

教育相談指導室や「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン（24時間電話相談）」など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

9. いじめの早期対応

(1) いじめの事実関係の把握

- ① いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ② 関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教員で情報共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ① いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気付かせます。

- ② 関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ③ 児童、保護者には適宜、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ④ 教育委員会事務局、所轄警察署、青少年育成センター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ⑤ 指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

10. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に配慮します。いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

11. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ① インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。定期的に外部から関係機関（サポートセンターなどの警察機関）や地域の人材を招いて（メディア学習）、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ② パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。
- ③ 児童用学習端末を活用して、情報モラル教育を実施します。

(2) 早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

12. 保護者・地域との連携

- (1) PTA、学校運営協議会、「摩耶サポートネット」等、保護者や地域と連携し、朝の挨拶運動、登下校時の見守り活動、摩耶夏祭り等での児童の指導等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- (2) PTA・地域との会合等で、児童の実態についての情報交換をします。

13. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ① いじめを受けた児童やその保護者に対し、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適宜、適切な方法で説明します。

14. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、摩耶小学校基本方針を見直し、改訂します。